

高島市共同募金委員会  
年末年始地域たすけあい活動助成金に関するQ & A

Q 1 : 光熱水費が対象外となっていますが、交流会の際のストーブの灯油代は対象となりますか。

A 1 : 事務所維持のための光熱水費は対象外ですが、申請される事業に使用する灯油代等の燃料費は助成の対象となります。

Q 2 : 飲食費に関する項目で団体構成員以外の場合に 1,000 円までを対象とする、とありますが、団体構成員とは誰を指しますか。例えば区・自治会の事業の場合、区民全体を団体構成員としていますが、飲食費の支出は認められないということになるのでしょうか。

A 2 : 団体構成員については主に福祉関係団体・ボランティア団体を対象とした活動者を指しており、いわゆる区・自治会また自助グループの場合は団体構成員 = 事業利用者と解釈することで、飲食費は一人あたり単価 1,000 円までを助成対象といたします。もちろん、食材費として購入された場合は、全額が助成対象となります。

Q 3 : ゲームの景品代を一人当たり単価 1,000 円とした場合、1,000 円以上のものは対象外となりますか。

A 3 : ゲームの景品代の総額を一人当たり単価に割り戻した場合に、1,000 円以下となれば、対象とします。

※その他の不明点は、個別に事務局までお問合わせください。なお、最終の助成決定は審査会で行われますので、ご了承をお願いいたします。

高島市共同募金委員会  
令和元年 10 月 15 日